

【特別区民税・都民税 特別徴収税額通知書(納税義務者用)の見方】

■所得の種類と額の表示

項目	内容
給与収入	給与として支払われた金額
給与所得	給与収入ー給与所得控除額
その他の所得計	その他の所得の合計額
主たる給与以外の 合算所得区分	その他の所得計に該当する所得に「*」を表示
総所得金額①	給与所得+その他の所得計

■課税標準額の表示

項目	内容
総所得③	総所得金額①ー所得控除合計②
山林所得から 先物取引まで	各分離課税所得

*すべての所得を合算して所得割額を計算する「総合課税」と他の所得と分離して計算する「分離課税」の2種類があります。

■税額の表示

項目	内容
税額控除前所得割額④	総合課税分所得割額+分離課税分所得割額 *総合課税分・・・総所得③×特別区民税6%、都民税4% *分離課税分・・・各分離課税所得に応じた税率を乗じた額
税額控除額⑤	調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の合計額
所得割額⑥	税額控除前所得割額④ー税額控除額⑤
均等割額⑦	特別区民税3,500円、都民税1,500円
特別徴収税額⑧	所得割額⑥+均等割額⑦

平成30年度 給与所得等に係る特別区民税・都民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

受給者番号	指定番号	納付額
氏名	整理番号	6月分
住所	1	7月分
		8月分
		9月分
		10月分
		11月分
		12月分
		1月分
		2月分
		3月分
		4月分
		5月分
		6月分

平成 30 年 5 月 12 日

目黒区長 青木 英二

問合せ先 目黒区民生生活部税務課 (直通)03-5722-9820~9825

※両側からゆっくり開けてください。(必ず本人がはがして、内容をご確認ください。)

■適用欄
住宅ローン控除額、寄附金税額控除額(ふるさと納税分含む。)がある場合、摘要欄に記載されます。

■毎月の給与から差し引かれる税額の表示
(特別徴収税額⑧を月割り計算した金額)

■所得控除額の表示

項目	内容
雑損	雑損控除額
医療費	医療費控除額
社会保険料	社会保険料控除額
小規模企業共済	小規模企業共済等掛金控除額
生命保険料	生命保険料控除額(限度額7万円)
地震保険料	地震保険料控除額(限度額2万5千円)
障・寡・勤	障害者控除・寡婦(夫)控除・勤労学生控除額の合計額
配偶者	配偶者控除額(控除33万円、老配38万円)
配偶者特別	配偶者特別控除額(限度額33万円)
扶養	扶養控除額(一般33万円、老人38万円、特定・同老45万円)
基礎	基礎控除額(33万円)
所得控除合計②	上記控除額の合計額 ※同障53万円、特障・特寡30万円、他障・寡婦(夫)・勤労学生26万円

■人的控除内訳等の表示

扶養親族該当区分		本人該当区分	
控配	控除対象配偶者がいる場合「*」を表示	未成年者	未成年者の場合「*」を表示
老配	老人控除対象配偶者がいる場合「*」を表示	特障	特別障害者の場合「*」を表示
特定	特定扶養親族の人数を表示	他障	普通障害者の場合「*」を表示
同老	同居老親等の人数を表示	寡婦	寡婦の場合「*」を表示
老人	老人扶養親族の人数を表示	特寡	特別寡婦の場合「*」を表示
16歳未満	16歳未満扶養親族の人数を表示	寡夫	寡夫の倍「*」を表示
その他	一般扶養親族の人数を表示	勤労学生	勤労学生の場合「*」を表示
同障	同居特別障害者の人数を表示	繰越損失	繰越損失がある場合「*」を表示
特障	特別障害者の人数を表示		
他障	普通障害者の人数を表示		